

武蔵経営	役員給与課税の全容がほぼ明らかに!	熊谷事務所 048-522-0064
FAXニュース	従来どおりの支給に赤信号!	さいたま事務所 048-631-2271
第255号	2006年7月3日発行：税理士法人 武蔵経営 編集責任者 龍前 篤司	

会社法の施行に伴い、役員給与課税は大幅に変更されました。
従来と同じだと思って支給していると、思わぬ課税を受ける虞があります。

なぜ役員給与課税は変更されたのか？

今年の5月1日から新会社法が施行されましたが、新会社法では役員給与は全て期間費用としているため、「利益処分」という考え方自体がありません。したがって、利益は自動的に剰余金として「株主資本等」を変動させ、この「剰余金の分配」は原則として株主総会で自由に配当することができるようになりました。

利益処分案は廃止されたことに注意!

新しい会社法では、前述したとおり利益処分という考え方ありません。したがって利益処分案は5月決算法人から廃止されています。

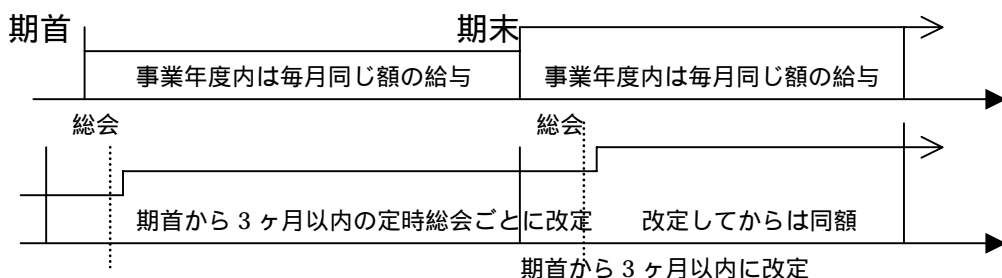
もし間違っても、定時総会で従来どおり利益処分により役員賞与を支払ったとしても、その役員賞与は前期の利益処分ではなく、当期の期間費用になります(もちろん損金にはなりません)。

新会社法の施行を受けて、役員給与に関する税務上の取り扱いについて国税庁は去る6月20日にホームページ上にQ&Aを発表しました。これによって新しい役員給与課税の姿がほぼ明らかとなりましたが、思った以上に厳しい取り扱いになりましたので注意が必要です。

新しい役員給与課税の仕組み

1) 定期同額給与～事前届出がなくても損金算入が認められる支給方法

定期同額給与の定義	支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与その他これに準ずる給与
-----------	--



上記以外の期中改定は、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により減額され、その減額された金額で継続支給する場合に限られることに注意。

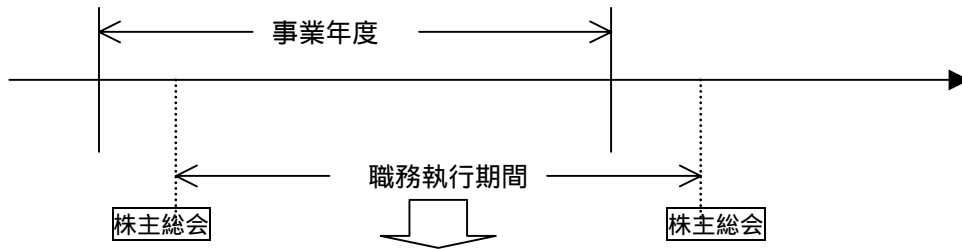
< 従来の取り扱いと同じではないことに注意! >

従来は損金として認められた

- | | | |
|---|---|---------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 定時総会で期首に遡った役員報酬の増額支給 (2) 期中に臨時総会を開催して役員報酬を改定する場合 (3) 非常勤役員に対して年1回又は2回支給していた給与 | } | <p>これらは全て事前の届出がないとして損金不算入に!</p> |
|---|---|---------------------------------|

2) 事前確定届出給与～事前届出があれば損金算入される支給方法

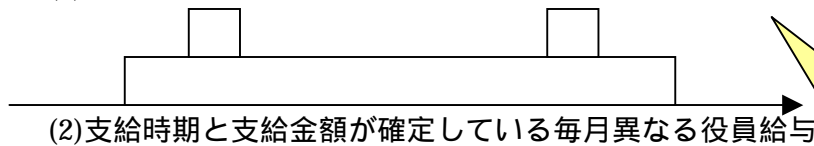
事前確定 届出給与 の定義	その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、職務開始日又は期首から3ヶ月経過する日のいずれか早い日までに税務署に所定の届出書を提出している場合の給与
---------------------	---



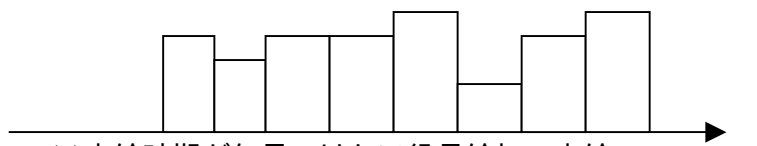
損金算入 の条件	職務執行の開始する日までに所定の時期に確定額を支給することが決定 職務執行開始する日又は期首から3ヶ月のどちらか早い日までに税務署へ 届出していること
-------------	---

この事前確定届出給与に該当すれば、以下のような支払いも損金算入できます。

(1) 支給時期と支給金額が画定している賞与の支給



(2) 支給時期と支給金額が確定している毎月異なる役員給与



(3) 支給時期が毎月ではない役員給与の支給



ただし、届出どおり支給しないと支給額全額が損金不算入に！

以上のように、支給時期と支給金額が確定していれば、事前届出により損金算入の可能性が広がりましたが、届出の時期の厳守、届出どおりの支給、が必要になることに注意しましょう！

しかし問題は、この「事前確定届出」という制度ができたことで、従来認められていた

給与の増額分の期首に遡っての一括支給 臨時株主総会を開催して期中での報酬改定
非常勤役員に対する半年又は1年毎の報酬支払い

等は全て「事前の届出」が必要となり、しかもその届出どおり支給しないと「支給額全額が損金不算入」という厳しい取り扱いであることです。

3) 利益連動役員給与～同族会社に該当しない法人が業務執行役員に

利益連動 役員給与 の定義	同族会社でない法人で、事前に有価証券報告書に利益指標を事前に開示し、その指標に基づき一定の手続きを踏まえて業務執行役員全員に支払う利益連動給与で所定の条件を満たすもの。
---------------------	--

この利益連動役員給与は、同族会社はその対象外とされ、有価証券報告書への開示も求められることから、事実上中小企業はその適用を受けることができません。